

広島県教育委員会訓令第3号

本 庁
地 方 機 関
学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等の職員の勤務成績の評定に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十四日

広島県教育委員会

委員長 天 野 肇

広島県教育委員会事務局等の職員の勤務成績の評定に関する訓令の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等の職員の勤務成績の評定に関する訓令（平成十五年広島県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第一1の項中「八級」を「六級」に改め、「校務指導監」の次に「支所長」を加え、同表2の項中「六級」を「四級」に改め、「法務調整監」を削り、同表3の項中「五級」を「三級」に改める。

別表第三教育事務所の項中「所長」の下に「又は支所長」を加える。

附 則

この教育委員会訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。